

日本銀行金融研究所アーカイブ活動報告（平成 25 年度）

I 概況

日本銀行金融研究所アーカイブは、「公文書等の管理に関する法律」（平成 21 年法律第 66 号、以下「公文書管理法」という。）および同法施行令に基づき内閣総理大臣から「国立公文書館等」としての指定を受け、歴史的公文の収集、保存に関する業務および利用請求への対応を行っている¹。

II 主な活動実績

1. 歴史的公文の受入・保存の状況

(1)受入・整理

平成 25 年度は、日本銀行内の各部署から 2,652 冊の歴史的公文を受入れた。このほか寄贈資料等についても整理を進め、平成 25 年度末時点における目録掲載冊数は、80,614 冊となった。

(2)保存に関する取り組み

明治・大正期に作成された全ての紙資料について平成 24 年度に実施した劣化状況の調査結果を踏まえ、望ましい保存措置について検討を行った。加えて、昭和前期に作成された紙資料についても、劣化状況を把握するためのサンプリング調査を行った。

このほか、所蔵視聴覚資料（16 mm フィルム）の媒体変換（デジタル化）を実施した。また、劣化が著しく進んだ紙資料を中心に、中性紙保存箱への収容を進めた。

¹ 公文書管理法の下で定められた「特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関するガイドライン」（平成 23 年 4 月 1 日内閣総理大臣決定）を踏まえ、日本銀行金融研究所アーカイブでは「日本銀行金融研究所アーカイブ利用等規則」を制定し、これに基づいて運営している。

2. 歴史的公文の利用状況

(1)利用請求および利用決定等

一般からの利用請求を 115 件受け、前年請求分を含め、利用決定等を 114 件行った。利用決定等の内訳は、下表のとおりであった。

利用請求および利用決定等の状況（平成 25 年度中）

(件)

| | |
|-----------------------------|-----|
| 利用請求 | 115 |
| 利用決定等 | 114 |
| 全部利用決定 | 112 |
| 一部利用決定 | 2 |
| 利用不可 | 0 |
| 延長をしなかったもの（30 日以内に利用決定したもの） | 104 |
| 30 日以内の延長を行ったもの | 10 |
| 特例延長を行ったもの | 0 |
| 取下げ | 1 |
| 処理中（年度末時点） | 5 |

(2)利用状況

一般の利用件数は 118 件あり²、このうち利用者がアーカイブ閲覧室において閲覧したものが 86 件、写しの交付による利用が 83 件あった³。また、日本銀行内における業務利用⁴の件数は 415 件であった。

² 前年度の利用決定を受けての利用も含まれるため、利用件数と利用決定等件数とは一致しない。

³ 利用請求 1 件に対し「閲覧」と「写しの交付」の両方が行われた場合は、利用件数 1 件、「閲覧」1 件、「写しの交付」1 件とカウントするため、「閲覧」と「写しの交付」の合計件数は利用件数とは一致しない。

⁴ 日本銀行金融研究所アーカイブでは、移管元が日本銀行内の各部署であることから、行内の各部署による業務利用が、公文書管理法第 24 条における「移管元行政機関等による利用」に相当するものと整理している。

3. アーカイブ所蔵資料を用いた展示

日本銀行金融研究所貨幣博物館の常設展示で、日本銀行営業免状等の複製を展示しているほか、日本銀行旧小樽支店金融資料館の常設展示で、アーカイブ所蔵資料を用いて作成したパネルの展示を行っている。

また、平成 25 年度は、日本銀行本店見学ルートにおいて、本店本館の重要文化財指定書、歴代総裁の肖像画写真等のアーカイブ所蔵資料を用いて作成したパネルの展示を開始した(平成 25 年 9 月 17 日より常設展示)。

以 上